



関西学院大学リポジトリ

Kwansei Gakuin University Repository

<シンポジウム>海とイタリア同盟 : 15世紀後半イタリア半島領域国家間システムにおける地中海

著者	佐藤 公美
雑誌名	関学西洋史論集
号	43
ページ	5-20
発行年	2020-03-31
URL	http://hdl.handle.net/10236/00028522

海とイタリア同盟

——15世紀後半イタリア半島領域国家間システムにおける地中海——

佐藤 公 美

はじめに

本報告は、中・近世移行期地中海世界の秩序の一環として「イタリア同盟」を取り上げ、その海との関わりを考察した。イタリア同盟は1454年のローデ島の和約をもとに成立し、翌1455年、主としてヴェネツィア共和国・ミラノ公国・フィレンツェ共和国・教会国家・ナポリ王国の五大国の勢力現状維持による平和を目指し、相互防衛同盟として結成された。しばしば「主権国家体制の雛型」と目されるイタリア同盟は、「イタリア」という半島を中心とする政治空間が残余のヨーロッパ世界からは相対的に独立して存立するという認識に基づくものでもあった。

イタリア同盟は中世後期イタリアの長い領域国家形成史の延長線上に位置づけられうる。中・北部イタリアでは個々の都市コムーネや貴族領を越えた広域統治の形成として、南部イタリアでは王、諸侯、都市共同体、宗主権を持つ教皇との間の重層的な関係の総合的調整の一つの形として、各国の領域統合が進展した。しかしこの過程は、決して一国史的水準のみにおいて展開したのではなく、諸国家が同盟を形成し、諸陣営が互いの勢力圏の保持に合意するという諸国家システムの形成過程と一体となって展開したのである。

これら14・15世紀の諸国家システムは、排他的主権を等しく行使し合う諸国家間の関係からなっていたのではなく、様々な保護と非保護の関係を内包していた。中小勢力は五大国に対して様々なグレードで従属的な地位に立ちつつ、一定の権利を承認され保護を受けるという立場で同盟に包摂されていた。

また、教皇の位置づけも独特であった。教皇はイタリア同盟の盟主ではあるものの、その膝下の教会国家は五大国の一つとして他の国家と対等にイタリア同盟を構成しており、その限りにおいてはユニヴァーサルな権威から半島内の一勢力に転換し「諸国家体制」の一環をなしていた。しかし15世紀後半の教皇にとって最大の問題の一つは公会議主義との対決であり、その必要を一つの要因として、長期的に見れば既に後退過程にあった普遍的権威としてのパフォーマンスが逆説的にも強化されたのが15世紀後半であった。その具体的発揚の一つが対トルコ十字軍への固執であり、もう一つは足下のイタリア半島において諸国に対する優位を維持し、自らの権威を承認させることであった。教会国家「領」を維持、さらに拡大しようとする、一見すると純粋な領土国家としての政策も、このような中世的普遍的権威への希求によって裏付けられていたのである。その中でも特に重要な問題は、教皇がナポリ王国に対して主張するシチリア王国授封以来の宗主権であった。一領域国家としては事実上教会国家と対等であり、かつ半島で最も強力とすら目されていたアラゴン朝ナポリ王国に対して、教皇は上級権力としての要求を決して放棄しなかった。こうして中世的権威と権力が、イタリア半島という限定的な空間に結び付けられ、上級権威による承認ではなく相互承認という原則に基づくイタリア同盟という体制に適応し、中・近世移行期的な具現形態をとることとなったのではないかと筆者は考える。要するにイタリア同盟は、政治史・国制史上の中・近世をつなぐ完璧なミッシング・リングであると言っても過言ではないのである。

イタリア同盟についての研究史を概観し、あえて全体をつなぐ軸を指摘するならば、イタリア同盟ははたして有効に機能したのかという問題、そしてその具体的な焦点として、「イタリア同盟」という半島全体に関わる「一般同盟」と、五大国が二つ以上の陣営に分かれて形成した「個別同盟」の関係をめぐる議論がある。

イタリア同盟研究の古典と言えるG・ソランツォの研究は、諸国間の利害対立による危機はあったがイタリア同盟が更新され、イタリア戦争まで存続したことを重視した。一方G・ネッビアやN・ルビンシュタインの主張に耳を

傾けるならば、個別同盟の重要性が勝った 1470 年前後の同盟更新時がイタリア同盟の転換点とすることができる。対して R・フビーニは、個別同盟が一般同盟に取って代わったとは考えず、むしろ相補的なオルタナティブとして個別同盟が現状 *status quo* 維持において果たした役割を評価している。近年同盟構成員と五大国の勢力圏を詳細に検討した F・ソマイーニも、イタリア同盟は全体的に見れば不安定要因を取り除き有効性を維持したと考える。このように一般同盟の有効性や個別同盟の役割の意義づけに差異はあるものの、フビーニもやはり 1470 年代という時期の重要性は認めている。

1470 年代という時期は、地中海情勢の一大転換点でもあった。1460 年代からヴェネツィアはオスマン・トルコに対するモレア戦争を行っていたが、その最大の拠点であったネグロポンテが陥落し、東地中海におけるオスマン帝国の優位を決定的なものとしたのが 1470 年であった。W・マクニールの言葉に従えば、それは「地中海情勢における基本的な転換点」であり、「11 世紀以来はじめて、イタリアの海上勢力は、エーゲ海と黒海を基地とする船隊によって圧迫された」のである。この転換から最も大きな影響を受けたのはヴェネツィアであるが、アドリア海に面するナポリ王国にとっても問題は深刻であった。

イタリア同盟は、基本的には陸上諸国家の関係の歴史として研究されており、発足時のナポリとジェノヴァの対立などを除けば、海との関係はあまり考慮されてこなかった。しかし、そもそもこの同盟がヴェネツィア共和国とナポリ王国という二大海洋国家を包摂して成立したこと、対トルコ戦の潜在的可能性を存在理由の一つとしていたこと、そして同盟の転換点がまさしく海上上の一大転換点と一致し、ヴェネツィア・ナポリの二強国を直接的に巻き込んだことを考えれば、海とイタリア同盟の関わりとその影響を考察することには何等かの意味があるのではないだろうか。そこには陸上の政治史・国制史における中・近世のミッシング・リングと、「地中海情勢における基本的な転換点」を接合することにより、自ら動きを持って立ち上がる中・近世移行期地中海の姿が期待される。本報告はその小さな一歩として、イタリア同盟期の同盟諸国の海との関わりの諸側面、特にヴェネツィア・ナポリ関係を中心に検討した。

1. イタリア同盟と海：同盟の結成と更新の諸段階

第1章では、まずはじめに条約上で規定されたイタリア同盟と海との関わりを確認した。ローディの和約は、主にミラノ・フィレンツェ同盟陣営とナポリ・ヴェネツィア同盟陣営が対決したミラノ継承戦争に関するフランチェスコ・スフォルツァとヴェネツィアの単独講和であった。これにフィレンツェが参加し、ヴェネツィア・ミラノ・フィレンツェ三国間の協議によるイタリア同盟条項案が作成され、1454年8月末に三国が署名した。この三国間協定では、海上の武力行使で艦隊そのものを提供する義務を負うことが規定されているのはヴェネツィアのみであった。イタリア同盟内には著しい海軍力の不均衡があったのである。中世後期の諸国家は常設艦隊を持たず、艦隊はアド・ホックに構成され、商用ガレー船が軍事に転用されることが多かった。したがって、国有ガレー船を持ち商用「ムーダ」（船団）を定期的に組織・管理していたヴェネツィアは相対的に安定的な海軍力を提供することができたと思われる。

自らの同盟国ヴェネツィアが秘密裡に進めたこの同盟に、三国の署名が成った後に参加を要請され、ナポリのアルフォンソ1世は激昂した。そこでアルフォンソが加盟の際に提出した追加条件によれば、ナポリは同盟国に海上で援軍を送る義務を負わないことが明示されている。五大国中の海上勢力はヴェネツィア・ナポリの二国のみであるから、実質的にはヴェネツィアへの海軍力提供の拒否を意味していた。このナポリ・ヴェネツィア関係の亀裂に見られるように、当初のイタリア同盟は当時の半島の三大海上勢力（ヴェネツィア・ナポリ・ジェノヴァ）間の利害対立と「イタリアの平和」を抱き合わせるための妥協点を数多く含んでいた。アルフォンソ1世は同じ追加条項により、最終的には同盟からジェノヴァを排除することも強制した。その上ヴェネツィアとナポリの海上協力が事実上規定されなかった1455年のイタリア同盟は、海事に関して言うならば、相互防衛条約としての内実を備えていなかったと言えるだろう。

これに対して、1470年の同盟更新時には転換が訪れる。この時は同盟の正

式な更新に先立ち、ヴェネツィアとナポリが同等の艦隊提供を相互に義務付ける協約を結んだ。既述のように同じ1470年にはネグロポンテが陥落し、オスマン帝国がバルカン半島で優勢となったため、沿岸戦に備えるためにヴェネツィアとナポリの利害が一致したものと見られる。1460年代から70年代にかけての動向は流動的ではあるが、対オスマン関係の変動により、後述する1467年のミラノ・フィレンツェ・ナポリ三国同盟からヴェネツィア・ナポリ同盟への転換も生じた。とは言え、ヴェネツィア・ナポリの対トルコ戦を念頭に置いた協力も安定的なものではなかった。やがてヴェネツィアは、東地中海政策を転換し、残された拠点でオスマン帝国と安定的な通商・外交関係を維持することを選択する。1480年のオスマン帝国によるオトラント占領に際しても、ヴェネツィアの立場は中立的であった。

このように、当初海上協力を組み込むことのできなかつたイタリア同盟であるが、オスマン帝国の拡大による東地中海の国際関係の展開を反映し、1470年の同盟更新時にはヴェネツィア・ナポリの海上協力協定を実現した。この動向は、国際関係という大規模な動きとともに突如として生じた転換だったのだろうか。それとも、通商や交易など、既存の様々なスケールのネットワークと何等かの形で接合することで展開したものだったのだろうか。

2. 海上での同盟諸国間の関係 (1) 海のバローニ

第二章では同盟諸国間の海事をめぐる関係を五大国以外の主体を考慮して考察するため、ナポリ王国の諸侯（バローニ）の海との関わりに注目した。1458年、アラゴン朝の初代ナポリ王アルフォンソには嫡子がなく、庶子フェルディナンド1世（通称フェッランテ）が王位を継承した。この機会を捉え、教皇はフェッランテの王位を否認し、これに乗じてバローニ（諸侯達）の一部もフェッランテへの反乱に立ち上がった。その中心となったのが、ターラント公ジョヴァンニ・アントニオ・オルシーニである。折しもジェノヴァはフランス王をシニョーレとして迎え入れ、王の代理としてナポリのアンジュー家の末裔であ

るジャン・ダンジューがジェノヴァに赴任していた。反乱バローニの要請を受け、ジャン・ダンジューはジェノヴァから海路ナポリを侵攻した。ジョヴァンニ・アントニオ・スンモンテの『都市ナポリおよびナポリ王国の歴史』によれば、彼はプロヴァンスで用意された20隻を超えるガレー船隊を率いていた。イタリア同盟の条項で規定されていたヴェネツィアが提供すべき船舶数に匹敵、あるいはそれをを超える規模の船隊である。スンモンテはさらに、ジャン・ダンジューの下に、父から追加で10隻のガレー船が送られて来たことも記している。戴冠直前にして、フェッランテは自らの喉元に刺さった刺であるプロヴァンスのアンジュー家の海軍力を見せつけられることとなったのである。

このようにアラゴン朝に反旗を翻した最有力諸侯ジョヴァンニ・アントニオ・オルシーニは、海上で小さからぬ活躍をしている。ヴェネツィア政府が作成した対外通信文目録『記録簿』(*Libri commemoriali*)によれば、ジョヴァンニ・アントニオは1458年に、自らが派遣した船がヴェネツィアのガレー船から私拿捕船のように扱われ、略奪と虐待を受けたことに抗議を申し立て、同時にアドリア海のジェノヴァ海賊からターラントの船が被害を受けていることを訴えている。そしてヴェネツィアに賠償と海の安全の保障を求めているのだが、自分自身で「復讐することもできる」のであるとも言っている。また1461年にフェッランテがヴェネツィアのドージェに宛てた書簡では、「アドリア海でのターラント公の軍事行動」への言及がある。フェッランテはそれに対処するために王の船をアドリア海に派遣したが、それがヴェネツィアの権利を侵害するものではないことを釈明している。

つまりターラント公は、海でナポリ王に反乱し、かつヴェネツィアから一定の態度を引き出すことができるに足る海軍力を持っていたのである。その実態について現時点での筆者の研究は十分ではないが、ジョヴァンニ・アントニオ・オルシーニがまさに反フェッランテ反乱のさ中に、全プリアの海岸地帯を覆う広大な所領、「国家内の国家」を構築しようと努力していたことは事実である。この時ジョヴァンニ・アントニオが、一定規模の軍用船隊を構成する能力を急速に高めていた可能性も指摘できるのではないだろうか。

フェッランテはターラント公への警戒心を高め、反乱の収束後ジョヴァンニ・アントニオが1463年に世を去ると、ターラント公国領は王国に回収され存在の幕を閉じた。しかし「海のバローニ」とでも呼ぶべき勢力はジョヴァンニ・アントニオ・オルシーニだけではなかった。時代は若干下るが、公証人ジャコモの『ナポリ年代記』には1483年のサルノ伯の海軍力を示す一節がある。サルノ伯はこの時、ガレー船20隻、大型船15隻、大型3本マスト船10隻、大型ガレー船1隻を提供しており、単独でヴェネツィアに匹敵あるいはそれを超える動員力を示していた。公証人ジャコモは当時のヴェネツィア人の言葉として「これほど多くの軍団をこれほどの短期間に用意したのだから、王よりも伯の方が有力だ」と記している。

一般的にナポリ王国のバローニが自立的傾向を維持しており、1480年代には再度大規模な反乱に立ち上がったことを考慮すれば、このようなバローニの存在はナポリ王にとっては大きな懸念材料であったことが想像される。フェッランテは海に関してどのような行動をとったのだろうか。1460年にフェッランテがヴェネツィアのドージェに送った書簡の要約記録によれば、当時ヴェネツィアがジャン・ダンジューに対抗してプリアの海岸を防衛するためフェッランテに協力していることが分かる。それに応え、フェッランテは王国の関係者が海上でヴェネツィアとヴェネツィア市民に対して友好的にふるまうよう注意を払っている様子が読み取れる。このようなフェッランテの行動は、ローデ島の和約を契機にヴェネツィアへの対抗姿勢を明確にし、イタリア同盟において海上でヴェネツィアを支援することを拒否したアルフォンソ1世とは少々異なる印象を与える。

アルフォンソは、自らを排除した状態で構想の固められたイタリア同盟に加盟する以上、その屈辱を跳ね返して威厳を示し、他国、特にヴェネツィアに対するナポリ王国の地位を下げないための戦略を取らねばならなかった。対してフェッランテの王国統治は、バローニの反乱と王位継承権主張者による二重攻撃という危機の中で、海からの攻撃に立ち向かいながらの船出となった。従ってフェッランテはアルフォンソ以上に海事の重要性を意識していたはずであ

り、上記書簡の例にみられるように、即位直後、ネグロポンテ陥落に少なくとも10年は先だって、ヴェネツィアとの海上協力関係を徐々に構築していったのではないかと考えられる。

3. 海上での同盟諸国間の関係 (2) 海の中小勢力

上記のようなナポリ王を取り巻いていた海事状況を明らかにする手掛かりとして、第3章では五大国や有力バローニ以外の中小勢力にも目を向け中小コムーネの行動を検討した。ヴェネツィア政府の『記録簿』には、アドリア海岸の中規模コムーネについての情報が散見する。1461年にレカナーティ、翌1462年にキエティ、1477年にアンコーナが、いずれもヴェネツィアに対して海賊対策を取り海の安全を保障するよう要求している。注目すべきは、レカナーティとアンコーナは教会国家領、キエティはナポリ王国領であり、いずれもヴェネツィア領には属していないということである。これらのコムーネの目的と動機は何だったのだろうか。

レカナーティは、レカナーティとファーノの定期市開催期には海賊が一層の煩いとなっていることに言及している。これらの小都市の位置するマルケ地方は、ロンバルディアやヴェネトのような大都市を持たない中小都市の世界であり、現地の市場経済は定期市を中心に発達していた。これら中小都市にとって定期市とそこに通う商人および商品の安全は死活問題であった。

レカナーティは、「ヴェネツィアはいつも自身の海の安全を守ってきた〔…中略…〕今後も同様にしてくれるようお願い入れる」と述べており、ヴェネツィアの「自身の海」という表現を用いているが、アドリア海がヴェネツィアの海であるという認識はマルケの小都市にも共有されていたようである。この点はヴェネツィアに次ぐアドリア海第二の港市、アンコーナに関してもほぼ同様であると思われ、アンコーナもヴェネツィアに、アドリア海から「有害な敵」、即ち海賊を取り除くことを求めている。ナポリ王国領であるキエティにおいても同様であった。この時1462年には、キエティの位置するアブルッツォ地方

は反フェッランテ反乱の渦中にあり、ターラント公が海岸に勢力を拡大しようとする中、海の混乱が伴ったであろうことも想像される。

このキエティの事例には、ほかにも興味深い情報が含まれている。キエティの人々は、ヴェネツィアに海賊除去を求めるだけでなく、自分たち自身が「海賊と戦うために働かせてくれるよう」許可を求めている。許可を求めたのは、海上でヴェネツィアの敵と見なされ攻撃対象となることを避けるためであったと思われるが、重要なのはキエティの人々がそのような実践力を持っていたということである。

わずかな情報ではあるが、これらの史料からは、海の安全を求め、海賊対策をヴェネツィアに求める地域主導の状況が、教会国家、ナポリ王国といった国家の境界を越えて、広くアドリア海岸で共有されていたことが確認される。他の半島諸国、とりわけアドリア海岸に長い海岸線を持ち、かつ教会国家領との境界地域である南マルケからアブルッツォの領有を安定させる必要のあったナポリ王も、こうした動向を十分に考慮に入れる必要があったのではないだろうか。

4. 海上での同盟諸国間の関係 (3) 「報復」慣行

第3章では、「海賊」といういわば国家権力の色彩を持たない一般的な「外敵」ではなく、イタリア半島内の国家間紛争として展開した海上の問題を取り扱った。ここで注目したのは「報復」(rappresaglia)という法慣行である。「報復」は、他都市の市民あるいは他国の臣民から受けた損害に対して、自都市・自国の管轄の裁判当局から許可を得て行う暴力的な取り立て行為であり、損害を与えた者の同市民・同国民に対して無差別的に商品や財産の押収が行われる。したがって特定の個人に対する報復行為ではなく、当該の裁判当局、あるいは国家間の問題となる。いわば合法的な無差別攻撃である「報復」慣行は経済活動の脅威となり、特に大規模な海上商業には巨大な損害をもたらすこととなった。基本的に「報復」は裁判が拒否された場合に採られる処置であるが、

国際商業に携わる商人はしばしば外国に逗留して長く困難な裁判を行わねばならないため、最終的な負担は甚大なものとなった。さらに、そこまでしたとしても「報復」が成功し損失を回復できる可能性は小さいため、諸国家間では次第に裁判外紛争解決の道が模索されることとなった。

最初に検討した事例は、すでに第2章でも検討したターラント公ジョヴァンニ・アントニオ・オルシーニの1458年の「復讐」である。ヴェネツィアの書記は「報復」に該当する *rappresaglia* という語ではなく、一般に復讐を意味する *vendicare* という語を用いており、*rappresaglia* として扱うには不完全な事例と言えるかもしれない。オルシーニがヴェネツィアに求めているのは、第一にヴェネツィア船の船長・ピエトロ・ドーリアの行為に対するヴェネツィア政府からの賠償、第二に、ジェノヴァ海賊の取り締まりという二つであった。ピエトロ・ドーリアの件に関しては、オルシーニが自ら復讐を行った場合には「ヴェネツィア人達に迷惑をかけることはない」と断言しており、また裁判になる前から「やろうと思えば復讐することもできる」と述べているため、彼が想定しているのは、裁判拒否の後に無差別攻撃を認める *rappresaglia* ではないとも考えられる。それでもなお、彼はヴェネツィア政府を相手に賠償を求めており、仮にヴェネツィア市民以外への復讐を行うことになる場合にもまずはヴェネツィアに報告し了解を得るという手順を踏んでいる。従って、このような復讐も事実上は海上の安全を保障する権力としてのヴェネツィアの統制下にあるものとオルシーニが位置付けていた、ということになるが、その背景にはヴェネツィア政府による海賊取り締まりの対象となることを避けるため、あらかじめ自らの行動の正当性を認めさせておきたいという目的があったものと思われる。

いずれにせよ、オルシーニはヴェネツィアに対してそれまで「友誼」を示してきたことを述べており、また「ヴェネツィア艦隊の指揮官が〔かつて〕公のガレー船団の指揮官代理に対して礼儀正しく振舞った」とも述べている。これはターラント公がやはり自らのガレー船団を構成できる力があったこと、そして公とヴェネツィアが友好関係にあることが海上で承認され、アドリア海では

ヴェネツィアの攻撃を受けないことが保障されていたということを推定させる。

ターラント公のように、自律的傾向を持つバローニがナポリ王に対抗して結合すべき対象は、ナポリ王国の宗主権を持ち王の不承認を宣言することのできる教皇、そして当時ナポリ王が緊密な関係を構築していたミラノ公とロンバルディアおよびロマーニャ地方に領土的対立要因を抱えていたヴェネツィアであった。海上の関係にもこのような結合が反映されていた可能性は否定できない。即位直後のバローニの反乱を抑えた後、ナポリ王もこれを継承・発展させていった可能性が指摘できるのではないだろうか。

第二の事例は、1467年に生じた、ヴェネツィアによるアンコーナ船の捕獲に発する問題である。まずは事件の経緯を簡単に要約しておきたい。この年、ヴェネツィア船の船長ロレンツォ・ロレダンが、コンスタンティノープルからやって来た、トルコ人とフィレンツェ人の積荷を乗せたアンコーナ船4隻を拿捕した。ロレダンの行為は、彼にコンスタンティノープルへ向かう船の攻撃を命じたヴェネツィア政府の指示に従ったものであり、ヴェネツィアのシニョリーア（元首府）は、これらの船が武器弾薬等も積んでいるという情報を得たため、アンコーナ人たちを拷問して情報を引き出そうと、船をヴェネツィアに送るようロレダンに指示した。この情報を得たアンコーナのムーネは教皇に訴えた。また、フィレンツェ人達も押収された商品の返還を要求し、使節トーマゾ・ソデリーノを送り交渉にかかった。ヴェネツィアのシニョリーアはこの件についての特別委員を任命し、コンシッリョ・ディ・プレガーディ（特定問題に関する特別委員会）に意見を述べさせるが、様々な意見がありまとまらなかった。結局問題は十人委員会に移管され、結論として、ヴェネツィアの捕獲に非はないが、教皇、アンコーナ、ナポリ王、ミラノ公の介入で船と積み荷の返還を決定した、ということにして決着となった。

もちろん、このような事件が、突如として偶然的に発生するわけではない。ロレダンの行為はヴェネツィア政府の指示によるものであったが、その背景にはモレア戦争前後の状況があった。発端となったのは1460年にメフメト2世

がそれまで特別待遇をしていたヴェネツィア船の税率を引き上げ、替わってフィレンツェを優遇したことであった。スルタンとしては、バルカンで直接対立するヴェネツィアに何等かの打撃を与える必要があったものの、イタリアとの貿易は継続する必要があったからである。当時のフィレンツェは東方貿易の新進勢力であったが、その拠点となったのがアンコーナであった。さらに、モレア戦争の渦中であって、1465年にはメフメト2世がコンスタンティノープル在住ヴェネツィア人を抑圧する政策に乗り出していた。これに危機意識を高めたヴェネツィアは、フィレンツェにトルコとの通商をやめるよう要請した。ロレンツォ・ロレダンへの指示は、このような状況の中で出されたものであった。

一方、陸上でもヴェネツィアとフィレンツェが対戦していた。この戦争は、フィレンツェの反メディチ派の亡命者たちがヴェネツィアを焼きつけて始まり、ヴェネツィアは表立った行動はとらなかったが、傭兵隊長バルトロメオ・コッレオーニのフィレンツェ攻撃を許可し、潤沢な資金提供を行った。これに対抗するため、1467年1月4日にミラノ・フィレンツェ・ナポリの三者同盟が発足し、イタリア同盟史上最初の「個別同盟」となったのである。しかし7月にはミラノ公が戦陣を離れ、やがてコッレオーニが敗北し、ヴェネツィア市民の間には講和を期待する声が高まり、最終的には1468年2月、教皇パウルス2世の命令による平和が実現した。すなわち、アンコーナ船問題は、海陸双方でヴェネツィアとフィレンツェの対立が一旦エスカレートした時に生じ、それが収束へ向かおうとした時期に解決したのである。

アンコーナ船問題についてのヴェネツィア評議員たちの見解は分かっていた。押収された積荷はこの時点ですでに分配されてしまっていたが、それを返還すべきか否かについて、一部の人が「あらゆるものを返還」することが「理」であると述べている一方、「報復（repressaglia）をしっかりと行い、いかなる場合にも何一つ返還すべきではなく、すべてが分割されるべき」と考える者たちもいた。この二つの意見は、現実政治的な判断とは異なる原理的な次元での意見である。報復（rappresaglia）は正当な行為であるため、アンコーナ船問

題はそれが「報復」に該当するのか否かの判断の難しい出来事であったのだと解釈することができる。

このような解釈の困難はどこから生じたのだろうか。史料から得られる情報は直接的な判断には不十分であるが、示唆的であると思われるのは、アンコーナ船の国際性である。アンコーナ、そしてアンコーナの位置するマルケという地方が、政治的・経済的に五大国すべての利害関心の結節する地域であったことも考慮する必要があるだろう。ミラノ公とナポリ王が、「個別同盟」に基づく政治的理由によってではなく、「自分たちの臣民の財産のために」介入したという記述は極めて興味深い。さらに、この問題の膠着がイタリア同盟の成否を左右した可能性も史料の記述からはうかがえる。

わずかな事例に基づく分析ではあるが、以上を総合するならば、1470年前後には、一つの海上の事件には全五大国の利害関心が交錯している可能性があり、したがってこの時期の海上の紛争解決は、五大国全体に共通の問題となりえたのではないかと考えることができるのではないだろうか。

おわりに

結成当初は海上協力にわずかな関心しか示さなかったイタリア同盟諸国であるが、海への関心は確かに存在した。それは対トルコ戦の必要に応じて高まり、1470年のネグロポンテ陥落を契機にヴェネツィア・ナポリの二国間海上協力が成立するに至る。その一方で、1460年代にはすでに海賊や報復行為の統制という形で対トルコ戦以外の海上協力も展開していた事実を考慮することも必要である。五大国以外のバローニや中小コムーネも「海の安全」を求める行動を取り、より日常的な協力関係が構築されていたと考えられる。確かに、イタリア同盟構成員の中で自ら海軍力を持ち得た主体は限られていた。しかし海事への関心は共有されていたのではないだろうか。アンコーナ船の事例にみられたような、商船の国際性はその一因となったと思われる。

その背景となる海の現実について、「海のバローニ」の海事力と地域社会と

の関わり、日常的なローカル、リージョナル、インターリージョナルな海上交通ネットワークの個々の現実を踏まえることが今後の課題の一つとなる。現時点で一般的な展望として示し得ると思われるのは、イタリア半島近海を航行し、中・短距離で地域間をつなぐ商船が多数存在し、大規模な東方貿易とも絡み合いながら併存したという事実である。

また本報告では、分析できたのは「イタリア空間」に限られた。しかしこうしたインターリージョナルな通商は、半島諸国間の日常的な協力に加え、バルカン諸国やイベリア諸国との協力も要請した。そこには複数の海があり、重なりあい、伸縮し、互いを変容させる複数の政治空間があった。パイロ制や「海のコンスル」制はこうした現実の一側面である。「個別同盟」も「全体同盟」も、これら複数の空間に対する機能的な存在意義から理解することが可能なのではないだろうか。そのような諸空間の一つとして、東にはオスマン帝国空間が、西にはイベリア空間が存在し、南方にはやがて両者と緊密に絡み合うバルバリア海賊空間が登場することとなる。イタリア同盟はしばしば、一つの対トルコ同盟としてオスマン帝国とは対立的に捉えられてきたが、結び合いながら変容する「空間」としての両者を総合的に捉えることで地中海の中・近世の連続の一面を理解することができるのではないだろうか。

付記

本稿は日本学術振興会科学研究費基盤研究（A）「前近代海域ヨーロッパ史の構築——河川・島嶼・海域ネットワークと政治権力の生成と展開」（研究代表者：小澤実、課題番号 19 H 00546）による研究成果の一部である。

主要史料・参考文献（厳選）

I. 刊行史料

Notar Giacomo, *Cronica di Napoli*, pubblicata per cura di Paolo Garzilli, Napoli, Stamperia reale, 1845.

I libri commemoriali della repubblica di Venezia. Regesti, Tomo V, Venezia 1901.

G. Soranzo, *La lega italiana (1454-1455)*, Milano, Società editrice «Vita e pensiero», 1923.

Giovanni Antonio Summonte, *Historia della città e regno di Napoli*, Tomo 3, Napoli, 1675.

II. 二次文献

1. 欧語文献 (著者名アルファベット順)

- G. I. Cassandro, *Le rappresaglie e il fallimento a Venezia nei secoli XIII-XVI*, Torino, S. Lattes & C. Editori, 1938.
- G. Cozzi, 'Politica, società, istituzioni', in G. Cozzi, M. Knapton, *La Repubblica di Venezia nell'età moderna. Dalla guerra di Chioggia al 1517*, Torino, UTET, 1986, pp.1-221.
- R. Fubini, 'Lega italica e 'politica dell'equilibrio'all'avvento di Lorenzo de' Medici al potere, in Id., *Italia Quattrocentesca. Politica e diplomazia nell'età di Lorenzo il Magnifico*, Milano, FrancoAngeli, 1994, pp.185-219.
- G. Galasso, *Il Regno di Napoli. Il Mezzogiorno angioino e aragonese (1266-1494)*, Torino, UTET, 1992.
- M. Jacoviello, 'Relazioni politiche tra Venezia e Napoli nella seconda metà del XV secolo (Dai documenti dell'Archivio di Stato di Venezia)', *Archivio per le province napoletane*, ser.3, 17(96), 1978, pp.67-133.
- I. B. Katele, 'Piracy and the Venetian State: The Dilemma of Maritime Defence in the Fourteenth Century', *Speculum*, Vol.63, No.4 (1988), pp.865-889.
- E. Maccioni, 'L'utilizzo della rappresaglia nella Corona d'Aragona alla fine del Trecento: dai registri Marcarum di Giovanni I il Cacciatore', *Archivio Storico Italiano* 171, no.2(636), 2013, pp.229-272.
- G. Nebbia, 'La lega italica del 1455: sue vicende e sua rinnovazione nel 1470', *Archivio storico lombardo*, 1939, pp.115-135.
- N. Rubinstein, 'Das politische System Italiens in der zweiten Hälfte des 15. Jahrhunderts', in P. Moraw (ed.), *„Bündnissysteme“ und „Außenpolitik“ im späteren Mittelalter*, Berlin, Duncker & Humblot, 1988, pp.105-119.
- A. Ryder, *The kingdom of Naples under Alfonso the Magnanimous: the making of a modern state*, Oxford, Clarendon Press, 1976.
- F. Somaini, *Geografie politiche italiane tra Medio Evo e Rinascimento*, Milano, Officina Libraria, 2012.
- G. Soranzo, *La lega italica (1454-1455)*, Milano, Società editrice «Vita e pensiero», 1923.

2. 日本語文献 (著者名 50 音順)

- 薩摩真介『〈海賊〉の大英帝国——略奪と交易の四百年史——』講談社、2018年。
- 佐藤公美「イタリア同盟における戦争と諸国家システム——一五世紀イタリア半島の政治空間——」『歴史評論』838号、2020年、44-55頁。
- 清水廣一郎『中世イタリアの都市と商人』洋泉社、1989年。
- 杉田大輔「中世後期ヨーロッパと先進地域イタリア——主権国家体系の素材はいかに用意されたのか」、山影進編著『主権国家体系の生成——「国際社会」認識の再検討

——』ミネルヴァ書房、2012年、33-60頁。

鈴木絢女「イタリア国際体系の展開——主権国家体系の雛型はどんなものであったのか」同書、61-86頁。

W・H・マクニール著、清水廣一郎訳『ヴェネツィア 東西ヨーロッパのかなめ 1081-1797』講談社、2013年。